

B I G B O X 東大和インドアテニスコート

会 員 規 約

反社会的勢力との絶縁

B I G B O X 東大和 インドアテニスコートは、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に対して毅然とした対応を行い、これらの者の入場および施設利用を一切認めないと共に、反社会的勢力の活動を助長する行動は一切行いません。

個人情報の適正な取り扱い

B I G B O X 東大和 インドアテニスコートでは、会員の個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩を防ぐため、個人情報を適正に管理するための体制を整備し、これを厳重に保管いたします。



東大和市駅前

西武鉄道株式会社

西武レクリエーション株式会社

〈会員規約〉

I.総則

(名称・目的)

第1条 当スクールは、BIGBOX 東大和 インドアテニスコート（以下「当スクール」といいます）と称し、会員が当スクールの施設を利用して、心身の健康維持・増進および会員相互の親睦を図ることを目的として運営します。

(運営管理)

第2条 当スクールの施設は、西武鉄道株式会社が所有し、西武レクリエーション株式会社（以下「会社」といいます）が、運営・管理します。

II.会員

(会員制度)

第3条 当スクールは、会員制とします。

2 当スクールに入会を希望する方は、当スクール所定の入会手続きをしていただきます。

3 当スクールの会員の種別、受講料等については別途定めます。

4 当スクールは、会員の種別を新設、変更または廃止することがあります。

(入会資格)

第4条 当スクールの入会資格は、次のとおりとします。

- (1) 当スクールの定める規則を遵守することに同意していること。
- (2) 当スクールを含めて会員制のテニススクールまたは団体から除名もしくは会員資格の停止、またはそれに類する処分を受けたことがないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではないこと。
- (4) 刺青・タトゥー（タトゥーシールを含みます）をしていないこと。
- (5) 妊娠中でないこと。
- (6) 外国籍の方については、外国人登録証明書を有していること。
- (7) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと。
- (8) 医師から運動または入浴を禁じられていないこと。一時的な筋肉のケイレンや意識の喪失などの症状を招く疾病を有していないこと。
- (9) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当スクールが好ましくないと判断する事項がないこと。

(会員証)

第5条 当スクールは、会員に対して会員証を発行します。なお、会員証は、会員に貸与するものですから、大切に取扱ってください。

- 2 会員は、当スクールの施設を利用するときは、常に会員証を携帯し、入退館時に提示するものとします。
- 3 会員は、会員資格を喪失したときは、会員証を速やかに返還するものとします。
- 4 会員は、会員証を紛失・汚損したときは、速やかに再発行の手続きをとるものとします。この場合、再発行料を別途いただきます。

(事務手数料)

第6条 事務手数料は会社が別に定めた金額とし、会員は、入会時に所定の方法で納入するものとします。

(事務手数料の返還)

第7条 会社は、いかなる理由があっても既納の事務手数料を返還しません。

(受講料)

第8条 会員は、別紙細則に定める受講料を所定の方法で納入するものとします。

- 2 当スクールは、受講料を変更することがあります。この場合、3ヶ月前までに会員に告知します。(消費税率変更に伴う金額変更は除く。)
- 3 前項の通知は、当スクール施設内の所定の掲示場所へ掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

(会員資格の譲渡禁止)

第9条 会員は、当スクールの会員資格を譲渡・貸与することはできません。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当したときには、その会員資格を喪失するものとします。

- (1) 会員資格の有効期間が終了したとき。
- (2) 自己の都合により退会を申し出たとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 死亡したとき。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当した場合、当スクールは、その会員を除名することができます。

- (1) 当スクールの規約、細則、スクール施設利用案内の記載事項および館内諸規則に違反した場合。
- (2) 当スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または当スクール会員としてふさわしくない行為をした場合。
- (3) 会費等および利用料の支払いを怠った場合。
- (4) 第18条第1項第1号から第10号までに該当する行為を繰り返した場合。
- (5) 第4条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資格を満たしていると偽って当スクールの会員資格を取得した場合。

(6) 前各号のほか、当スクールの会員としてふさわしくないと当スクールが認めた場合。

(変更事項の届出)

第12条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更があったときには、当スクールに速やかに届け出るものとします。

(休会)

第13条 会員は、当スクールの休会を希望するときには、別紙細則に定める休会手続きをとるものとします。

(退会)

第14条 会員は、当スクールの退会を希望するときには、別紙細則に定める退会手続きをとるものとします。

Ⅲ.施設利用

(ビジターの利用)

第15条 会員が同伴した会員以外の方または当スクールが認めた方については、ビジターとして本施設を利用させることがあります。

2 ビジターは、別に定める施設利用料を支払うものとします。

3 会員は、ビジターを同伴したときには、当該ビジターによる当スクールにおける行為および施設利用料等の支払いについて、当該ビジターと連帯して一切の責任を負うものとします。

(会員・ビジター以外の施設利用)

第16条 当スクールが特に必要と判断したときには、会員またはビジター以外の方に当スクールの施設を利用させることがあります。

(諸規則の遵守)

第17条 会員、ビジター、その他の当スクール利用者すべて（以下「利用者」という。）は、本規約、細則および当スクール所定の諸規則を遵守するものとします。

2 利用者は、前項のほか、当スクールの指示に従って、当スクールを利用するものとします。

(施設利用の禁止)

第18条 当スクールは、利用者が次の各号の一つに該当するときは、当スクールへの入場のお断り、退場または施設利用の禁止を指示することがあります。

(1) 酒気を帯びているとき。

(2) 他人の諸施設利用を妨げたとき。

(3) 許可なく当スクール施設内を撮影したとき。

(4) 許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をしたとき。

- (5) 他人を誹謗、中傷する行為に及んだとき。
- (6) 他人に対する暴力行為や威嚇行為に及んだとき。
- (7) 動物、危険物等、他人に危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを館内に持ち込もうとしたとき、または持ち込んだとき。
- (8) 当スクール施設内で喫煙したとき。
- (9) 当スクールスタッフの指示に反したとき。
- (10) その他、施設内の秩序を乱す行為をしたとき。
- (11) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると当スクールが判断したとき。
- (12) 刺青・タトゥー（タトゥーシールを含みます）をしているとき。
- (13) 妊娠しているとき。
- (14) 外国籍の方については、外国人登録証明書を有していないとき。
- (15) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患しているとき。
- (16) 医師から運動または入浴を禁じられているとき。
- (17) 一時的な筋肉のケイレンや意識の喪失などの症状を招く疾病を有しているとき。

(健康の維持・管理)

第19条 利用者は、当スクール施設の利用にあたり、各自の責任で健康の維持・管理を行うものとします。

IV.施設営業

(営業時間・定休日)

第20条 当スクールの営業時間および定休日の設定・変更は、当スクールが決定し、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により会員に周知するものとします。

(当スクールの一時的閉鎖・一時的休業)

第21条 次の各号の一つに該当する場合、当スクールは、当スクールの全部または一部を一時閉鎖または一時休業することがあります。この場合、第4号または第5号に該当する場合を除き、2週間前までにその旨を告知するものとします。

- (1) 定期休業等による場合。
- (2) 当スクールが特別行事等を開催する場合。
- (3) 当スクール施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ない場合。
- (4) 天災地変等の不可抗力によりその災害が会員に及ぶと会社が判断した場合。
- (5) 前各号のほか、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

2 前項の告知は、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

- 3 第1項各号に該当する場合であっても、会員の受講料の支払義務は、軽減または免除されないものとします。ただし、連続して1週間を超えて閉鎖または休業した場合は、その期間に相応する会費を減免するものとします。

(当スクールの閉鎖)

第22条 次の各号の一に該当する場合、当スクールは、当スクールの施設を閉鎖し、全ての会員との契約を解除することができます。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となった場合。
- (2) 災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能となった場合。
- (3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生した場合。

- 2 前項の事由により会社が当スクールを閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、3ヶ月前までに告知するものとします。

(当スクールの免責事項)

第23条 利用者の責に帰すべき事由により利用者が受けた損害に対して、当スクールは、その損害を賠償する責を負わないものとします。

- 2 当スクール施設内で発生した傷害その他の事故については、その事故が当スクールの責に帰すべき事由による場合を除き、当スクールは、一切の責を負わないものとします。
- 3 利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解決するものとし、当スクールは、一切の責を負わないものとします。

(盗難)

第24条 当スクールは、利用者が当スクール施設内で盗難が生じた場合、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

(遺失物、不審物等)

第25条 当スクールは、利用者が当スクール施設内で手回り品等の所有物を遺失した場合、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

- 2 当スクール施設内で遺失物、不審物等を拾得または発見したときは、当スクールスタッフまでお知らせください。
- 3 届出のあった遺失物については、原則として法令等の定めに従い取り扱います。

(利用者の損害賠償責任等)

第26条 利用者は、自己の責に帰すべき事由により、当スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負うものとします。

- 2 会員が同伴したビジターが、自己の責に帰すべき事由により当スクールまたは第三者に損害を与えた場合、当該会員およびビジターは、当スクールまたは第三者が被った損害について連帯して賠償の責を負うものとします。

V. 雑則

(個人情報の取扱い)

第27条 当スクールは、会員の個人情報を、次の目的でのみ利用するものとし、目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨会員にお知らせします。

- (1) 当スクールと会員との連絡のため（会員種別の新設・廃止、休業、料金・定休日の変更もしくは会費関係等の案内、または遺失物等に関する連絡）
- (2) ご意見・お問い合わせへの対応、記録保管のため
- (3) キャンペーン・モニター等への応募受付のため
- (4) 施設内外における各種イベントの申込み受付・事務手続き等のため
- (5) 商品販売等の代金決済、アフターサービス等のため
- (6) 会員居住地のデータ分析等、個人を特定しない統計的情報管理のため
- (7) 西武グループ内でのサービス提供のため
- (8) 前各号のほか、当スクールの適正な運営のため

2 当スクールは、西武鉄道株式会社の個人情報保護方針に従い、会員の個人情報を適正に管理・利用します。

(会員への通知等)

第28条 当スクールの会員への諸通知等は、会員から届出があった住所宛に行うものとします。会員が届出を怠ったため、当スクールからの諸通知等が延着し、または到達しなかった場合であっても、当スクールは、会員が被った損害について責を負わないものとします。

(利用案内)

第29条 本規約および細則に定めのない事項については、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等で会員に周知します。

(改正・変更)

第30条 当スクールは、必要に応じて本規約の改正・変更をすることができ、その効力は全ての会員等に及ぶものとします。なお、本規約を改正・変更する場合、改正・変更後の規約の内容およびその効力発生時期を、個別の通知および説明に代え、ホームページへの掲載により会員に周知します。

(附則)

本会員規約は、2019年4月9日から発効します。

2019年3月15日改訂

〈另リ糸氏糸田貝リ〉 (2019年4月9日現在)

営業時間について

平日 8:30~23:00

土曜日・日曜日 6:30~22:00

※祝日も同営業時間にて、営業いたします。季節・イベント等により、変更になる場合がございます。

会員の種別・受講料について

◆一般テニススクール◆

対象 18歳以上 (ただし、高校生はジュニアテニススクールを受講するものとする)

※事務手数料 3,240円

※スクールは2ヶ月1クールで、全8回または全9回実施

・全8回の場合は、月4回受講料を2回支払う。

・全9回の場合は、月4回受講料と月5回受講料とを該当月ごとに支払う。

〔月4回受講料〕

〔月5回受講料〕

会員種別	通常料金	家族割引・追加割引料金	通常料金	家族割引・追加割引料金
平日	10,800円	8,100円	13,500円	10,125円
土日	12,960円	9,720円	16,200円	12,150円
ナイター	12,960円	9,720円	16,200円	12,150円
はじめてクラス	8,100円			
ゲーム	12,960円	10,800円	16,200円	13,500円
テーマ	12,960円	10,800円	16,200円	13,500円
ゲーム(アウト)	12,960円	10,800円	16,200円	13,500円
モーニング	9,180円	7,020円	11,475円	8,775円
プレミアム	9,180円	7,020円	11,475円	8,775円
アウトドア	10,800円		13,500円	
トーナメント(平日)	10,800円	8,100円	13,500円	10,125円
トーナメント(土日)	12,960円	9,720円	16,200円	12,150円
トーナメント(アウト)	10,800円		13,500円	
ナイターフリー	9,180円	7,020円	11,475円	8,775円

※ 一般テニススクールは、曜日・時間・レベル別のクラス指定となります。

※ 料金はすべて税込表示となっております。

◆ジュニアテニススクール◆

- 対象 キッズ : 3歳から6歳
 ジュニア : 小学1年生から6年生
 ジュニアチャレンジ : 中学生・高校生
 (コーチから承認された場合は小学生でも可)
 ジュニアチャレンジトーナメント : 小学生・中学生・高校生

※事務手数料 3,240円

※スクールは2ヶ月1クールで、全8回または全9回実施

- ・全8回の場合は、月4回受講料を2回支払う。
- ・全9回の場合は、月4回受講料と月5回受講料とを該当月ごとに支払う。

[月4回受講料]

[月5回受講料]

会員種別	通常料金	家族割引・追加割引料金	通常料金	家族割引・追加割引料金
キッズ	5,940円	4,320円	7,425円	5,400円
ジュニア	8,100円	5,400円	10,125円	6,750円
ジュニアチャレンジ	9,720円	7,020円	12,150円	8,775円
ジュニアチャレンジトーナメント	22,680円			

※ ジュニアテニススクールは、曜日・時間・レベル別のクラス指定となります。

※ 料金はすべて税込表示となっております。

◆割引◆

1. 会員のご家族が追加でスクールを受講される場合、また、会員が2つ以上のスクールを追加で受講される場合、受講する全てのスクールの中で最安の会員種別のスクールに対してのみ通常料金が適用され、それ以外の会員種別のスクールには受講数にかかわらず割引料金が適用されます。
2. 会員は、レンタルコート割引料金をご利用いただけます。割引料金の詳細は、次の対象施設にお問合わせください。

対象施設	西武ドームテニスコート・BIGBOX 東大和インドアテニスコート
------	----------------------------------

■受講料の支払い

1. 受講料は、会員指定の口座より自動引落としといたします。(引落日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります)
2. 通帳の適用印字欄は、(DF.BIGBOX ヤマト) または、金融機関により「ジャックス」「JACCS」「クレジット」と表示されます。
3. 口座の残高不足等により、所定日に自動引落としがなされなかったときは、当月 15

日までにフロントにてお支払ください。

4. お支払いがない場合、スクールの受講をお断りすることがあります。

■会員種別またはクラス変更

1. 会員が会員種別またはクラス変更を希望する場合、変更を希望するクールの前月 5 日までに、原則会員本人が来場し、所定の手続きをとるものとします。
なお、レベルの変更については担当コーチの承認が必要です。
2. 会員が受講料を未納の間は、会員種別およびクラス変更手続きはできません。
3. 会員種別およびクラス変更手続きは、電話では受け付けないものとします。

■休会

1. 会員が休会を希望する場合、休会を希望するクールの前月 5 日までに原則会員本人が来場し、「休会手続きについての確認書」のご署名など所定の手続きをとるものとします。なお、休会手続きは、電話では受け付けないものとします。
2. 休会期間は、最長で 1 クールまでとし、休会期間終了後は、自動的に休会開始前の会員に復会します。ただし、定員の都合により休会前のクラスへ戻れない場合がございます。
3. 受講料が未納の場合、休会手続きをすることはできません。
4. 休会の届出がない場合は、継続の扱いとなり、次月の会費が自動引落されます。

■退会

1. 会員が自己の都合により退会を希望する場合、退会を希望するクールの後半月の 5 日までに原則会員本人が来場し、「退会手続きについての確認書」のご署名など所定の手続きをとるものとします。なお、退会手続きは、電話では受け付けないものとします。
2. 退会月の受講料は、退会月の途中から利用がなかったとしても全額支払わなければなりません。
3. 受講料が未納の間は、退会手続きをすることはできません。
4. 退会の届出がない場合は、継続の扱いとなり、次月の会費が自動引落されます。

■会員資格の停止

1. 会員が受講料を当月 15 日までに支払わない場合、自動的に当該会員の会員資格を一時停止します。
2. 会員資格を停止している間は、スクール受講および施設の利用が一切できません。
その間、受講料の引き落としは停止します。
3. 復会する場合は、滞納した分の受講料に加え、復会月分及び次月分の受講料を一括してフロントにてお支払ください。
4. 会員資格停止が 4 ヶ月以上継続したときは、当スクールを除名となります。なお、除名時に滞納した受講料その他一切のスクールに対する債務をただちに支払わなければなりません。

■レッスンの欠席

1. 会員がレッスンを欠席するときは、必ずレッスン開始1時間前までに当スクールまでご連絡ください。
2. 欠席連絡なくレッスンを欠席したときは出席扱いとなり、振替をすることはできません。

■レッスンの振替

1. 会員がレッスンの振替を希望するときは、必ず事前にお申し込みください。なお、当該レッスンの定員状況等により、会員が希望する日に振り替えることができない場合がありますので、予めご了承ください。
2. 会員がレッスンを振り替えることができる回数および期限は、次の通りとなります。なお、会員が次期クールのスクールを休会・退会する場合の振替可能期限は今期クール内とさせていただきます。

振替可能回数	振替可能期限
1クール全8回の場合 ： 今期クールの欠席4回分まで	次期クール末まで
1クール全9回の場合 ： 今期クールの欠席5回分まで	

3. 今期クール開始後に入会し、その時点で開催済みのレッスンがある場合は、自己都合による欠席扱いとします。
4. 振替は、レッスン開催予定日以前のレッスンにも行うことができます。ただし、当該開催予定日と同一のクールに限ります。
5. レベルを変更しての振替は、上下とも1段階までとさせていただきます。ただし、上のレベルで振替をとる際は、担当コーチの承認が必要です。(1番上のクラスは、2段階下のクラスまで振替可能。初心者クラスは、はじめてクラスには振替できません。)
6. 次のコースに振替を希望される場合は、その都度次の料金がかかります。

レッスン振替	料金 (税込)
平日 → 土日・ナイター	510円
アウト → 土日・ナイター	
プレミアム→土日・ナイター	

7. 振替可能なスクールについてはフロントまでお問い合わせください。
8. レッスン開催日は、スクールスケジュールにてご確認ください。